

長野県地域防災計画

震災対策編

令和3年度修正(案)

(令和3年12月)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考								
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="178 525 1335 661"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12)(社福)長野県社会 福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。 <u>災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 <u>災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。</u>	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1424 525 2582 661"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12)(社福)長野県社会 福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。	<p>国の防災基本 計画に合わせて 修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 <u>災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。</u>									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12)(社福)長野県社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。									

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に<u>基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。</u></p> <p><u>また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを図る。</u></p> <p>地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施し耐震性の確保を図る。</p> <p>また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを図る。</p> <p>地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ウ) ライフライン施設<u>等</u>の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設<u>や廃棄物処理施設</u>の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p><u>d 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>h 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) ライフライン施設<u>等</u>の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設<u>や廃棄物処理施設</u>の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) ライフライン施設<u>等</u>の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設<u>や廃棄物処理施設</u>の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	
---	---	--

<p><u>b</u> ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>c</u> 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。</p> <p><u>d</u> コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>b</u> 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。</p> <p><u>c</u> コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、<u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により</u>、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時から構築すること</u>に努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、<u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により</u>、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時から構築すること</u>に努めるものとする。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>災害時</u>の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) <u>災害時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>イ【市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>5 業務継続性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>災害発生時</u>の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) <u>災害発生時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>イ【市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害発生時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</u></p> <p><u>(カ) 地域振興局及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、<u>大塚製薬株式会社</u>との協定に基づき連携を強化する。 (危機管理部・<u>健康福祉部</u>・農政部)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>a <u>避難指示</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>a <u>避難勧告</u>、避難指示 <u>(緊急)</u> の具体的な発令基準及び伝達方法</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>協定締結事業者を反映</p> <p>災害対策基本法改正に</p>

<p>b <u>高齢者等避難</u>を伝達する基準及び伝達方法 (避難指示、<u>高齢者等避難</u>については第3章第12節を参照)</p> <p>2 避難場所の確保 イ【市町村が実施する計画】 (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るために<u>必要十分な</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</u> <u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。<u>(危機管理部)</u> (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。<u>(県有施設管理部局)</u> (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。<u>(県有施設管理部局)</u> (エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。<u>(県有施設管理部局)</u> <u>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</u></p>	<p>b <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する基準及び伝達方法 (<u>避難勧告</u>、避難指示<u>(緊急)</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>については第3章第12節を参照)</p> <p>2 避難場所の確保 イ【市町村が実施する計画】 (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るために<u>指定避難所</u>について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】<u>(県有施設管理部局)</u> (ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。 (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。 (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。 (エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>よる修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	---

イ【市町村が実施する計画】

(移設)

(イ) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

(ウ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

(エ) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(カ) 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(キ) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(ク) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(ケ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(移設)(移設)(移設)(新設)(新設)

(ウ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急

<p>避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p><u>(コ)</u> 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p><u>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(サ)</u> <u>避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p><u>(シ)</u> 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p><u>(ス)</u> テレビ、携帯ラジオ等<u>避難者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p><u>(セ)</u> 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p><u>(ソ)</u> 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(タ)</u> 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(チ)</u> 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p>	<p>避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染者患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p>	
---	---	--

<p>(ツ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(テ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(ト) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(ナ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(ニ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ヌ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ネ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)</p> <p>b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、<u>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>(シ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(タ) <u>市町村は</u>、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(チ) <u>市町村は</u>、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ツ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)</p> <p>b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表記の整理</p> <p>正式な団体名称へ変更</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化 今年度締結した協定者を反映</p>
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の耐震化、老朽 施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の耐震化、老朽 施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p>	<p style="text-align: center;">要綱名の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和3年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>高齢者等避難、または避難指示</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和3年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,727</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,635</u>箇所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>高齢者等避難または避難指示</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>高齢者等避難または避難指示</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和2年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和2年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,710</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,623</u>箇所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示</u>を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>時点修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>時点修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p><u>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整え、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>市町村文化財所管部局</u>は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</u></p> <p><u>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について<u>ため池</u>管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p>1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策 ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 <u>防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題 県内には、<u>1,800</u>余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や<u>耐震化工事が必要</u>である。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する計画】（農政部）</p> <p><u>ア</u> 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 <u>イ</u> <u>地震耐性評価</u>の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。 <u>ウ</u> 市町村が<u>実施するため池</u>ハザードマップ作成を支援する。 <u>エ</u> <u>市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。</u></p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。 <u>イ</u> ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について<u>施設</u>管理者に指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について<u>は、</u>耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「<u>防災重点農業用ため池</u>」について、優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策 ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。<u>また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には、<u>約1,800箇所</u>余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらの<u>ため池の</u>半数が江戸時代以前の築造である<u>など、老朽化が進んだ施設も存在しており、</u>下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や<u>耐震対策を講じていく必要</u>がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u>【県が実施する計画】（農政部）</p> <p><u>ア</u> 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 <u>イ</u> <u>耐震性点検</u>の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。 <u>ウ</u> 市町村が<u>行う</u>ハザードマップ作成<u>に対して、</u>支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。 <u>イ</u> ため池管理者との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「研修会開催」の追記</p> <p>記号・文言の修正</p>

<p><u>ウ</u> <u>ため池</u>ハザードマップを作成し、住民<u>に</u>周知<u>する</u>ものとする。</p> <p>(3)【関係機関が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> <u>ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、</u>災害に備えた監視体制を組織化するものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、</u>市町村に<u>点検</u>結果を報告するものとする。</p>	<p><u>(ウ)</u> ハザードマップを作成し、住民<u>への</u>周知<u>を図る</u>ものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p><u>(ア)</u> <u>管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるように</u>するものとする。</p> <p><u>(イ)</u> <u>適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を</u>報告するものとする。</p>	<p>記号・文言の修正</p> <p>「ため池サポートセンター」について追記</p>
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>d 警報等や、<u>避難指示</u>等の意味や内容</p> <p>e 警報等発表時や<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</u></p> <p><u>l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</u></p> <p><u>m 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>n 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>o 要配慮者に対する配慮</u></p> <p><u>p 男女のニーズの違いに対する配慮</u></p> <p><u>q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</u></p> <p><u>r 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p><u>s 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p><u>t 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>d 警報等や、<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等の意味や内容</p> <p>e 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</u></p> <p><u>h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</u></p> <p><u>i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>j 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>k 要配慮者に対する配慮</u></p> <p><u>l 男女のニーズの違いに対する配慮</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p><u>n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p><u>o 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識</u></p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>

<p><u>u</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>v</u> 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>w</u> 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p><u>x</u> 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>(c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</p> <p>(d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p><u>y</u> 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p><u>z</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p><u>aa</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>(キ)</u> <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ク)</u> <u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ク)</u> <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ケ)</u> <u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施す</u></p>	<p><u>d</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>q</u> 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>r</u> 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p><u>s</u> 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>(c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</p> <p>(d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p><u>t</u> 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p><u>u</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p><u>v</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
--	--	------------------------

<p style="text-align: center;"><u>るものとする。</u></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的<u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。</p>	<p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的<u>な</u>防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

新			旧			修正理由・備考
第1節 災害情報の収集・連絡活動			第1節 災害情報の収集・連絡活動			
第2 活動の内容			第2 活動の内容			
3 被害状況等の調査と調査責任機関			3 被害状況等の調査と調査責任機関			
	調査事項	調査機関	協力機関	調査事項	調査機関	協力機関
	概況速報	市町村	県関係現地機関	概況速報	市町村	県関係現地機関
	人的及び住家の被害	市町村	地域振興局	人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
	・ <u>高齢者等避難</u> ・ <u>避難指示</u> 等避難状況	市町村	地域振興局	・ <u>避難準備・高齢者等避難</u> 開始情報 ・ <u>避難勧告</u> ・ <u>避難指示(緊急)</u> 等避難 状況	市町村	地域振興局
	社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所	社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
	農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜 保健衛生所・食肉衛生検査 所・水産試験場・農業協同組 合	農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜 保健衛生所・食肉衛生検査 所・水産試験場・農業協同組 合
	農地・農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区	農地・農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区
	林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理 署	森林組合	林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理 署	森林組合
	公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町 村・地方整備局関係機関		公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町 村・地方整備局関係機関	
	土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所		土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
	都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務 所	建設事務所	都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務 所	建設事務所
	水道施設被害	市町村・企業局	地域振興局	水道施設被害	市町村・企業局	地域振興局
	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局
	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商 工会	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商 工会
	観光施設被害	市町村	地域振興局	観光施設被害	市町村	地域振興局
	教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所	教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
	県有財産被害	県関係機関		県有財産被害	県関係機関	
	市町村有財産被害	市 村		市町村有財産被害	市 村	
	公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係 機関	地域振興局	公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係 機関	地域振興局
	警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会	警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
	火災速報	市町村		火災速報	市町村	
	危険物等の事故による被害	市町村		危険物等の事故による被害	市町村	
	水害等速報	水防関係機関		水害等速報	水防関係機関	

災害対策基本法改正による修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災<u>市町村</u>単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災<u>市町村</u>にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</u></p> <p>また、被災地以外の<u>市町村</u>にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、<u>広域受援計画に基づき</u>速やかに応援を要請する。 2 災害時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。 	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災<u>地方公共団体等</u>単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災<u>地方公共団体等</u>にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>また、被災地以外の<u>地方公共団体等</u>にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 2 災害<u>覚知</u>時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。 	<p>風水害対策編に記載を合わせる。</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>風水害対策編に記載を合わせる。</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>風水害対策編に記載を合わせる。</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模地震災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、県、市町村等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、<u>災害時</u>は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模地震災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、<u>大規模災害時等の発生を覚知したとき</u>は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
--	--	---

<p>3 受援体制の整備 (2) 実施計画 【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、<u>受援計画</u>、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p>	<p>3 受援体制の整備 (2) 実施計画 【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p>	<p>風水害対策編に記載を合わせる。</p>
--	--	------------------------

新	旧	修正理由・備考																																																			
<p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難指示 (1) 基本方針 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を行う。 避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開設、受入	市町村長			<p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難勧告、避難指示(緊急) (1) 基本方針 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示(緊急)を行う。 避難勧告・避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">避難指示(緊急)</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>市町村長</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	避難指示(緊急)	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	市町村長	〃	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開設	市町村長			<p>災害対策基本法の改正による修正</p> <p>災害対策基本法の改正による修正</p>
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																		
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																		
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																		
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																		
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																		
	自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																		
指定避難所の開設、受入	市町村長																																																				
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																		
避難指示(緊急)	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																		
	市町村長	〃	〃																																																		
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																		
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																		
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																		
	自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																		
指定避難所の開設	市町村長																																																				

<p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>イ <u>避難指示</u>の意味 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。</p> <p>ウ <u>避難指示</u>及び報告、通知等 (ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置 a <u>避難指示</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難の指示</u>を行うものとする。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置 a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、<u>避難指示</u>等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>エ <u>避難指示</u>の時期 地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、<u>避難指示</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>オ <u>避難指示</u>の内容 <u>避難指示</u>を行うに際して、次の事項を明確にする。</p>	<p>設、受入</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示(緊急)</u>又は<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>イ <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味 <u>「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。</u>「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、<u>「勧告」よりも拘束力が強く</u>、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。</p> <p>ウ <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>及び報告、通知等 (ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置 a <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難の指示、勧告</u>を行うものとする。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置 a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、<u>各</u>警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、<u>避難勧告</u>等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>エ <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の時期 地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、<u>避難指示(緊急)、避難勧告</u>を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>オ <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の内容 <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>を行うに際して、次の事項を明確にする。</p>	
--	--	--

<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) <u>避難指示</u>を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(カ) <u>高齢者等避難・避難指示</u>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>ク 県有施設における避難活動</p> <p>地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(イ) <u>避難指示</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難指示</u>を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p><u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(ウ) 災害の規模、<u>避難者</u>の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の<u>政府本部</u>等に支援を要請する。(危機管理部)</p>	<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(カ) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</u>をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>ク 県有施設における避難活動</p> <p>地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(イ) <u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p> <p>(ウ) 災害の規模、<u>被災者</u>の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の<u>非常本部</u>等に支援を要請する。(危機管理部)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

イ【市町村が実施する対策】

- (イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
 - f 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、**避難者**に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、**避難者**が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている**避難者**等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、**段ボールベッド等、パーティション**等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、**避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト**

イ【市町村が実施する対策】

- (新設)
- (新設)
- (イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
 - f 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、**被災者**に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、**被災者**が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている**被災者**等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、**簡易ベッド**等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- (新設)

<p><u>ト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備</u>や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(ス) <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(セ) 災害の規模、<u>避難者の</u>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>ホテル・旅館</u>等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>5 <u>広域避難及び広域一時滞在</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在については、</u>県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【<u>県が実施する対策</u>】（危機管理部）</p> <p>(ア) <u>広域避難の対応</u></p> <p>a <u>協議及び調整</u></p> <p><u>市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>b <u>市町村への助言</u></p> <p><u>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p>c <u>実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>d <u>避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(コ) 災害の規模、<u>被災者の避難及び</u>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル</u>等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>5 <u>広域的な避難</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、</u>県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【<u>県が実施する対策</u>】（危機管理部）</p> <p>(ア) <u>必要に応じて、避難先の調整、移送ルート</u>の調整を行う。</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	--

<p><u>とする。</u></p> <p><u>(イ) 広域一時滞在の対応</u></p> <p><u>a 協議及び調整</u> <u>市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。</u> <u>また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>b 市町村への助言</u> <u>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。</u></p> <p><u>c 広域的避難収容活動の実施</u> <u>県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 広域避難の対応</u></p> <p><u>a 協議等</u> <u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p><u>b 実施</u> <u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適</u></p>	<p><u>(イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都縣市又は国の非常本部等に支援を要請する。</u></p> <p><u>(ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</u></p>	
--	---	--

<p><u>切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>c 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 広域一時滞在の対応</u></p> <p><u>a 協議等</u></p> <p><u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p><u>b 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p><u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】</u></p> <p><u>(ア) 活動実施</u></p> <p><u>運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難者への情報提供</u></p> <p><u>関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p><u>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
---	---	--

<p>6 住宅の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ウ) (公)長野県宅地建物取引業協会、(公)全日本不動産協会長野県本部及び(公)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。 (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。(建設部) a <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、</u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、<u>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会</u>との協定に基づき住宅建設を要請する。 また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>6 住宅の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ウ) (一)長野県宅地建物取引業協会、(公)全日本不動産協会長野県本部及び(公)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。 (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部) a <u>民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、</u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。 また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>正式な団体名称を記載 応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化 国の防災基本計画に合わせて修正 今年度締結した協定者を反映</p>
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）</p> <p>(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示 (緊急) の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示 (緊急) 等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示 (緊急) が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示 (緊急) 等の処置を講じるものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）</p> <p>(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示 (緊急) が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p>

3 土石流対策

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
 (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
 (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
 (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

3 土石流対策

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の措置を講じるものとする。
 (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
 (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示 (緊急)が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示 (緊急) 又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示 (緊急)等の処置を講じるものとする。
 (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

<p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の出動を要請するものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、<u>避難指示</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (地方整備局、気象台)</p> <p>(ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣するものとする。</p> <p>(イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の出動を要請するものとする。</p> <p>(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示 <u>(緊急) 又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (地方整備局、気象台)</p> <p>(ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣するものとする。</p> <p>(イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示 <u>(緊急) 又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告</u>、避難指示 <u>(緊急)</u> が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p><u>(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村文化財所管部局を通じて指導する。</u></p> <p><u>(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</u></p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、<u>市町村文化財所管部局</u>へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、<u>市町村文化財所管部局</u>の指導を受けて実施する。</p> <p><u>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p>教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。</p>	<p>防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[建築物関係]</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難指示</u>等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[建築物関係]</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(新設)</u></p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難勧告</u>等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 ため池災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について、速やかに緊急点検を実施する。 ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1)【県が実施する対策】（農政部） ア 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。 イ ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。</p> <p>(2)【市町村が実施する対策】 ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。 イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。</p> <p>(3)【関係機関が実施する対策】 ア <u>ため池管理者は</u>、地震発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。 イ <u>ため池管理者は</u>、地震により堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。 ウ <u>ため池管理者は</u>、市町村が実施する応急対策に協力するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 ため池災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。 (イ) ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。 (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (ア) <u>管理団体において</u>、地震発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。 (イ) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>関係機関名を明記</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。</p>	<p>実際に支障を来す事象について追加</p>